

令和3年8月31日
自動車局保障制度参事官室

期限切れてない？「自賠償保険・自賠償共済」

～令和3年度自賠償制度広報・啓発活動の実施～

国土交通省では、9月1日より1ヶ月間、自賠償制度の広報・啓発活動を実施することにより、自賠償保険への加入促進を図ります。

自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠償保険」という。）は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、自動車損害賠償保障法により道路を走る全てのクルマ・バイクに加入が義務付けられている強制保険です。

無保険の状態での交通事故を起こした場合、加害者は刑事処分・行政処分の対象となるばかりではなく、多額の損害賠償金を自己負担することになり、被害者への損害賠償にも支障をきたすことがあります。

このため、例年9月を「自賠償制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠償制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠償保険への加入促進を図っています。

本年度は「期限切れてない？「自賠償保険・自賠償共済」」の標語の下、次のとおり自賠償制度広報・啓発活動を実施します。

実施内容等の詳細については、別紙1をご参照ください。

1. 期間

令和3年9月1日（水）から9月30日（木）まで

2. 主な実施事項

(1) ポスター掲示・リーフレット配布

関係機関・団体や学校等において、自賠償制度の重要性や役割等を紹介するポスターの掲示及びリーフレットの配布を行います。図柄は別紙2をご参照ください。

(2) 関係業界等と連携した街頭広報活動の実施

運輸支局において、地域の損害保険会社や代理店等と共同し、街頭における自賠償制度の広報・啓発活動を実施します。

《問い合わせ先》

自動車局保障制度参事官室 酒井、小澤
代表 03-5253-8111（内線 41534、41544）
直通 03-5253-8585

1. 広報・啓発活動の内容

(1) 自賠責保険への加入促進、無保険車運行の違法性の周知

クルマ・バイクの保有者を対象として、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性や悪質性等を訴え、自賠責保険への加入促進を図ります。

また、特にバイクについては自賠責保険のステッカーの貼り替え忘れが多い現況を踏まえ、ステッカー貼り替え忘れに対する注意喚起も併せて実施します。

(2) 自賠責制度に関する認識度の向上

万一、交通事故の当事者となった場合に備え、各種の被害者救済対策等も併せて紹介することで、クルマ・バイクの保有者のみならず、その家族も含めた国民全体に対し、自賠責制度の認識度の向上を図ります。

2. 主催

自賠責広報協議会（7府省 20 団体により構成）

（構成機関及び団体）

国土交通省、内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、独立行政法人自動車事故対策機構、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、一般社団法人日本損害保険代理業協会、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、一般財団法人全日本交通安全協会、公益財団法人日本道路交通情報センター、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会、一般社団法人日本自動車連盟、全国石油商業組合連合会

3. 参考

(1) 令和2年中の交通事故発生状況

（出典：警察庁交通局 令和3年2月発表「令和2年中の交通事故の発生状況」）

発生件数	309,178 件
負傷者数	369,476 人
死者数	2,839 人

(2) 自賠責制度の詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.jibai.jp> または [自賠責保険ポータルサイト](#) で検索

期限切れてない？

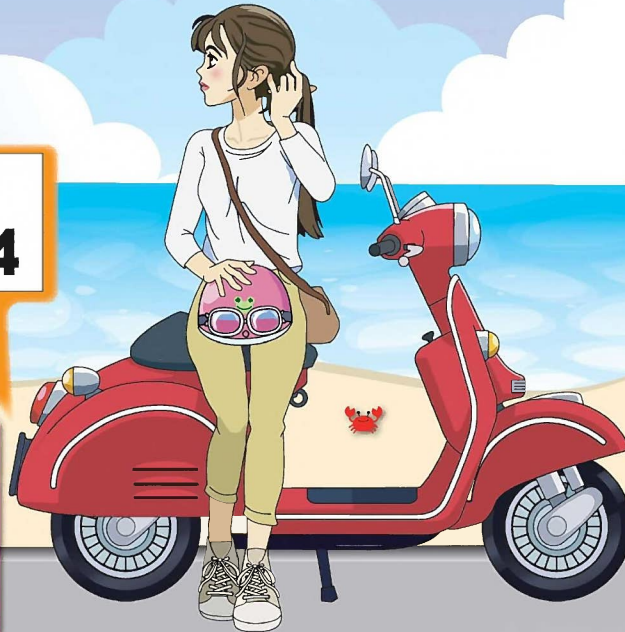
『自賠責』 保険 共済

自賠責保険(共済)未加入での運行は法令違反です

8月 9月 安心町
に 12-34



電動キックボードは
原動機付自転車等に該当します。
電動キックボードを運転する際にも
自賠責保険・共済への加入が必要です。



自賠責って？

「自賠責」は、交通事故の被害者の救済や、万が一加害者となってしまった場合備えるための保険(共済)制度です。もしも、「自賠責」に加入しないで人身事故を起こすと、多額の損害賠償金を自分で支払わなければなりません！

自賠責の加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合や保険(共済)代理店、クルマ・バイクの販売店等で簡単に加入できます！250cc以下のバイク(原付含む)なら、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入できます！

チェック！自賠責の有効期限



250cc以下のバイク(原付含む)はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック(ステッカーの色は全7色あり、年ごとに異なります)



自動車及び250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック



詳しくは…

自賠責ポータルサイト

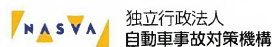
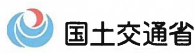
<http://www.jibai.jp>



無保険(共済)車・無車検車を見かけたら…

無保険車通報窓口

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html



一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 JA共済 こくみん共済(全労済) 全自共 交協連

自賠責保険・自賠責共済

(表)

もし、こんなことがあなたに起こったら...



電動キックボードは原動機付自転車等に該当するよ。
運転する際には、**自賠責保険・共済**が必要だよ。
※詳しくは裏面の「自賠責の加入は簡単です」をご覧ください

もし、**自賠責保険・共済**に加入せずに
運行した場合には...

1年以下の懲役または50万円以下の罰金(自動車損害賠償保障法)。および違反点数が高くなり、免許停止(道路交通法)などの処分の対象となります。もし、人身事故を起こした場合は多額の損害賠償金を自分で支払わねばなりません。

交通事故の被害者に対する さまざまな救済対策

国土交通省では、自動車事故による被害者に対して、各種団体や病院などと提携し、さまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット
交通事故被害者に必要な自賠責保険(共済)制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を掲載し紹介するパンフレットを作成しております。

国土交通省 交通事故にあったときには **検索**
(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>)

交通事故に関する相談先の紹介、介護料の支給、短期入院費用の助成、治療費の滞り、交通通院などに対する補償資金の無利子貸付など
独立行政法人 自動車事故対策機構 ● <https://www.nasva.go.jp>
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1アルカイースト19階
NASVA交通事故被害者ホットライン
電話 0570-000738
IP電話からは 03-6853-8002

交通通院などに対する育成給付金、生活資金、入学資金の支給など
公益財団法人 交通通院等育成基金 ● <http://kotsuiji.or.jp>
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階
電話 03-0120-163611

自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など
一般財団法人 自賠責保険・共済助成処理機構 ● <http://www.jibai-adr.or.jp>
〒101-0062 東京都千代田区神田神保町3-4 龍宮館本店ビル11階
〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モリスコ本館ビル2階
電話 06-0120-159-700

自動車事故の相談・示談あつらえ・電話相談など(無料)
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター ● **日弁連交通事故 検索**
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3
弁護士会館14階(本部)ほか全国一円 (<https://www.n-tacc.or.jp>)
弁護士による無料の電話相談 電話 0570-078325
(通話料有料) IP電話からは 03-3581-1770

**無保険(共済)車・無車検車を
見かけたら...**

無保険車通報窓口 **検索**

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

交通事故からあなたの未来を守る

自賠責保険・自賠責共済 のご案内

期限切れでない?

「自賠責」保険 共済

安心
に 12-34



自賠責保険(共済)未加入での運行は法令違反です!

国土交通省 JASAVA 独立行政法人 自動車事故対策機構
一般財団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理店協会
JAA共済 CCA共済(おん) 空急共済 交通共済

自賠責保険・自賠責共済

(裏)

ご存じですか、自賠責のこと——。「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

◆ 自賠責制度とは...

自賠責保険・共済は、「交通事故被害者を救済する基本的な対人賠償の確保」と、万一あなたが「交通事故の加害者になってしまった場合の経済的負担を補う」制度です。クルマやバイク(原動機付自転車を含む)1台ごとに、加入が義務づけられています。

○ 保険料・共済掛金(各社一律同額)

種類	離島以外の地域(沖縄県を除く)に適用する保険料・共済掛金(単位:円)				
	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用乗用自動車	—	—	27,180	20,010	12,700
軽自動車(検査対象車)	—	—	26,760	19,730	12,550
小型二輪自動車(250cc 超)	—	—	11,230	9,270	7,270
軽二輪自動車(126~250cc)	16,220	14,110	11,960	9,770	7,540
原動機付自転車(125cc 以下)	13,980	12,300	10,590	8,850	7,070

(令和3年4月現在)

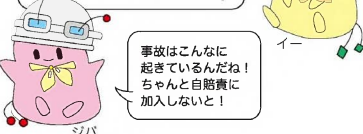
◆ もし自賠責保険・共済に加入していなかったら...

- 多額の賠償金を自己負担することになります。
◆ 死亡事故による自賠責保険金支払額平均2,400万円
- 加害者が支払えない場合は、被害者救済のため国が一時的に立替払いしますが、全額加害者よりお返し頂きます。
◆ 国の立替払額は、右記自賠責限度額の範囲内となります。

◆ 交通事故の被害者数は...

(出典:警察庁交通局)

交通事故の発生状況(令和2年)は、
・発生件数: 30万9,178件
・負傷者数: 36万9,476人
・死者数: 2,839人
にも上ります。



◆ 自賠責の限度額は...

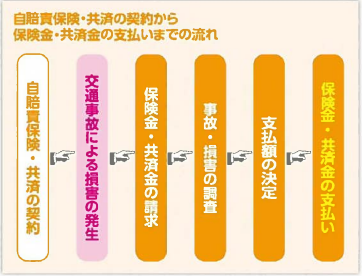
交通事故の損害の状況に応じて、被害者1人ごとに保険金・共済金が支払われます(支払限度額が決められています)。交通事故の被害者は、加害者が自賠責保険・共済に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対して、直接、損害賠償金を請求することができます。

○ 損害の範囲・支払限度額表

損害による損害	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	遺失利益、慰謝料等	神経系統・精神・肉體部組織に著しい障害を伴って介護が必要となる場合 特約介護のとき: 最高4,000万円 臨時介護のとき: 最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級: 最高3,000万円 第14級: 最高75万円
死亡による損害	葬費、遺失利益、慰謝料	最高3,000万円
死亡に至るまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円

◆ 自賠責の契約から支払いまでの流れは...

保険金・共済金は、損害保険会社・共済協同組合や農業協同組合から支払われます。国土交通省はその支払いが適正かつ迅速に行われるよう基準を定め、監督しています。



◆ 自賠責の有効期限チェック方法は...

ステッカーに記載の有効期限をチェックしましょう。



◆ ステッカーの貼忘れ忘れにご注意!!

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運行した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
罰則法令	自動車損害賠償保障法	道路運送車両法

◆ 自賠責の加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合をはじめ、クルマ・バイクの販売店や保険(共済)代理店でも、簡単な手続で加入できます!
250cc以下のバイク(原付含む)なら、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも、簡単な手続で加入できます!

詳しくは...

<http://www.jibai.jp> **検索**
自賠責ポータルサイト QRコード

【参考】
自転車は自賠責保険について
自転車は自賠責保険・共済に加入できません。自転車による賠償事故も補償する自転車用の保険・共済に加入する必要があります。
ご加入希望の方は、各損害保険会社・共済協同組合や農業協同組合またはお近くの保険(共済)代理店へお問い合わせください。